

令和6年度

福島町議会
定例会12月会議

議会提出議案

説明資料

福島町議会

令和6年度福島町議会定例会12月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件名	頁
発委8	福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例	3
発委9	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	4

福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことから、条例の一部を改正するものです。

また、行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和7年4月1日から施行されることに伴い、条例内の引用規定に条ずれが生じることから、併せて改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 第1条関係【令和7年4月1日施行】

① 第2条第10項の規定中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものです。

② その他所要の規定の整備を行うものです。

(2) 第2条関係【令和7年6月1日施行】

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

3 施行期日等

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行します。

2 第2条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものとします。

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

町は、令和6年8月8日の人事院勧告に基づき、特別職の期末手当支給月数を、現行の年「4.50月」から「0.10月」引き上げ、年「4.60月」に改定する条例を定例会12月会議に提案しております。

議会議員の期末手当については、平成28年度より特別職と同じ内容としていることから、議会議員についても、支給月数を年「4.60月」に引き上げようとするものです。

2 改正の内容

(1) 第1条関係【令和6年4月1日遡及適用】

①期末手当の支給率の改正（令和6年度）

区分	6月期	12月期	計
特別職	2.25月	2.35月	4.60月
議員	改定後（A）	2.25月	2.35月
	改正前（B）	2.25月	2.25月
	増減（A－B）	0.00月	0.10月

(2) 第2条関係【令和7年4月1日から適用】

②期末手当の支給率の改正（令和7年度）

区分	6月期	12月期	計
特別職	2.30月	2.30月	4.60月
議員	改定後（A）	2.30月	2.30月
	改正前（B）	2.25月	2.35月
	増減（A－B）	0.05月	△0.05月

3 施行期日

- (1) 公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行します。
- (2) 第1条の規定は、令和6年4月1日から適用します。
- (3) 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなします。

4 改正に伴う影響額（議員9名分）

条例改正に伴う影響額は、246,215円の増額となります。

区分	改正前	改正後	増減額
期末手当	2,141,000円×1.15× 4.50ヵ月＝11,079,675円	2,141,000円×1.15× 4.60ヵ月＝11,325,890円	246,215円